

第 303 回西宮市建築審査会議事録（要旨）

1. 日 時 平成 29 年 7 月 6 日（月）午後 2 時 00 分～ 3 時 00 分
2. 場 所 西宮市役所南館 2 階 952 会議室
3. 出席者
建築審査会委員／安田委員、黒坂委員、松本委員、藤谷委員、中島委員
西宮市／建築指導課（課長、建築指導チーム係長、建築指導チーム技師）
事務局／建築・開発指導部長、建築調整課（課長、審査会チーム係長、審査会チーム副
主査、審査会チーム主事）
4. 議 題
 - (1) 同意案件
 - ・議案第 1 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定による許可
「道路上空に連絡通路を新築する件（阪急西宮ガーデンズ）」
申請位置：深津町、主要用途：上空通路、工事種別：新築、
占用面積：8.95 ㎡、建築面積：1.09 ㎡、延べ面積：0.00 ㎡
建築物の用途：上空通路、構造：鉄骨造、階数：地上 1 階建、高さ：6.71m
 - (2) 報告案件
 - ・建築基準法第 43 条第 1 項ただし書きの規定に基づく許可
（敷地等と道路との関係における接道義務に係る許可）
段上町（3 件）、下大市西町、上之町、山口町船坂
5. その他報告
 - ・行政不服審査法の改正及び建築基準法の一部改正について

----- (議事録) -----

1. 確認事項等
 - (1) 議題の確認
 - (2) 会議録（議事録）署名委員の指名
 - (3) 議案審議公開・非公開の確認
公開：議題（1）、（2）、その他報告
 - (4) 傍聴者の確認
傍聴者なし

2. 審議内容

(1) 同意案件

- ・議案第1号 建築基準法第44条第1項第4号の規定による許可「道路上空に連絡通路を新築する件（阪急西宮ガーデンズ）」について

西宮市：

上記同意案件について説明。

質疑内容（概略）

- ・不適合条項である建築基準法第44条第1項（建築物は、道路内に建築してはならない。）についての確認。
- ・許可条項である建築基準法第44条第1項第4号（公共用歩廊その他政令で定める建築物で安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないもの）についての確認。
- ・許可条項である建築基準法施行令第145条第2項第3号（多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの）についての確認。

審議結果：

同意される。

(2) 報告案件

- ・建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可の報告について

西宮市：

上記報告案件について説明。

報告結果：

了承される。

3. その他報告

- ・行政不服審査法の改正及び建築基準法の一部改正について

事務局：

行政不服審査法の改正及び建築基準法の一部改正について報告。

報告結果：

了承される。